

函館市立高等学校および幼稚園教育職員への定年前再任用
短時間勤務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、函館市職員の定年等に関する条例（昭和59年函館市条例第4号。以下「定年条例」という。）および函館市職員の定年等に関する規則（令和4年函館市規則第48号）に定めるもののほか、職員の定年前再任用の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定年前再任用短時間勤務制の目的)

第2条 定年前再任用短時間勤務制度の実施に当たっては、この制度が60歳以降の職員について、健康上または人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズの高まりに対応するために定められた趣旨に留意するものとする。

(役割)

第3条 定年前再任用短時間勤務職員（定年条例第9条または第10条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、長年培った能力および経験を活用して、当該短時間勤務の職の職務を果たすとともに、若手職員に対する指導的役割を果たすものとする。

(任期)

第4条 任期は、4月1日から定年退職日相当日までを基本とする。

(任用方法)

第5条 任用の実施方法等は、別に定める。

(勤務時間)

第6条 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、適切な業務対応を確保するとともに新規採用等とのバランスのとれた制度運用を図る観点から、次のとおりとする。

| | |
|---------|---------|
| 勤 務 形 態 | 勤 務 時 間 |
|---------|---------|

| | |
|-------------|---|
| 短時間（2分の1）勤務 | 函館市立高等学校及び幼稚園教育職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和39年函館市条例第17号。以下「勤務条件条例」という。）第3条において準用する北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第21号。以下「北海道勤務時間等条例」という。）第3条第1項に定める勤務時間の2分の1に相当する時間を基本とする。 |
| 短時間（5分の3）勤務 | 勤務条件条例第3条において準用する北海道勤務時間等条例第3条第1項に定める勤務時間の5分の3に相当する時間を基本とする。 |
| 短時間（4分の3）勤務 | 勤務条件条例第3条において準用する北海道勤務時間等条例第3条第1項に定める勤務時間の4分の3に相当する時間を基本とする。 |

（勤務形態の変更）

第7条 勤務形態の変更は、4月1日に行うことを基本とする。

（配置）

第8条 定年前再任用短時間勤務職員の配置は、対象者の知識、経験および適性ならびに定数管理の状況等を総合的に勘案して決定する。

（定年前再任用短時間勤務職員の職務および職務の級）

第9条 定年前再任用短時間勤務職員の職務および職務の級は、次のとおりとする。

函館市立高等学校

| 給料表 | 職務 | 職務の級 |
|---------------------------------------|-------------------|------|
| 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）別表第2ア | 教諭、養護教諭または栄養教諭の職務 | 2級 |
| | 実習助手の職務 | 1級 |

備考 この表により難しい場合は、別に定める。

函館市立幼稚園

| 給料表 | 職務 | 職務の級 |
|---|-------------------|------|
| 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）別表第1 | 教諭，養護教諭または栄養教諭の職務 | 2級 |

備考 この表により難しい場合は，別に定める。

（定数管理）

第10条 定年前再任用短時間勤務職員については，その定年前再任用により軽減された常勤職員の業務量に見合う分を定数相当分とみなす。

附 則

この要綱は，令和5年4月1日から施行する。